

確かめよう！アルバイトの労働条件！

事業主の方も、労働者の皆さんも労働条件等については下記にてご相談、ご確認下さい。

労働基準監督署、総合労働相談コーナー

賃金や労働時間などの労働条件や安全衛生の法令に関する問題は労働基準監督署で、退職勧奨、いじめ・嫌がらせなど、あらゆる分野の労働問題については総合労働相談コーナーでご相談をお受けています。

【全国の労働基準監督署の所在案内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

■開庁時間：8時30分～17時15分

【全国の総合労働相談コーナーの所在案内】

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

■開庁時間：9時～17時（総合労働相談コーナーによって開庁時間が異なる場合があります。）

労働条件相談ホットライン（厚生労働省委託事業）

都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や土日・祝日に、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が法令・判例などの解説や各関係機関の紹介などを行っています。

【労働条件相談 ホットライン】0120-811-610（フリーダイヤル）

■相談対応時間：平日 17時～22時 / 土日・祝日 9時～21時

労働条件ポータルサイト

確かめよう労働条件（厚生労働省委託事業）

「確かめよう労働条件」では、労働者や大学生・高校生等の学生・生徒、事業主や労務管理担当者の方向けに、労働条件や労務管理に関する法令・制度やQ&A、相談機関などの役立つ情報を提供しています。

また、事業主や労務管理担当者の方向けに、WEB上で自社の労働条件等について診断を受けられるサービスや、就業規則の作成を支援するサービス、36協定届・1年変形協定届・就業規則届の電子申請を支援するサービスの提供を行っています。

【確かめよう労働条件】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



困ったことがあったら、
最寄りの機関にまず相談！！



(R8.4)

高校生等を使用する事業主の皆さんへ

～ 年少者にも労働基準法等が適用されます！ ～

高校生等の満18歳未満の年少者（以下「年少者」といいます。）を使用する場合にも、労働基準法等を守らなければなりません。

労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、下記のとおり様々な制限を設けて保護を図っています。

このような趣旨を十分にご理解いただき、特段のご配慮をお願いします。

【労働基準法における年齢区分と保護規定適用の範囲】

年齢区分 主な保護規定	児童	年少者・未成年者	満18歳以上の者
	満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者	満18歳に満たない者	満18歳以上の者
①労働条件の明示 労働基準法第15条	⑫原則使用禁止 使用する場合には労働基準監督署の許可が必要	↑ 労働基準法等の規定の適用範囲 ↓	↑
②賃金の支払 労働基準法第24条、最低賃金法第4条			
③労働時間 労働基準法第32条			
④休憩時間 労働基準法第34条			
⑤休日 労働基準法第35条			
⑥未成年者の労働契約締結の保護 労働基準法第58条			
○未成年者の賃金請求権 労働基準法第59条			
⑦年齢証明書等の備付け 労働基準法第57条			
⑧労働時間・休日の制限 労働基準法第60条			
⑨深夜業の制限 労働基準法第61条			
⑩危険有害業務の就業制限 労働基準法第62条			
⑪坑内労働の禁止 労働基準法第63条			
○帰郷旅費 労働基準法第64条			



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

高校生等の満18歳未満の「年少者」を、アルバイト等に使用するときは、以下の規定を守りましょう。

①労働条件の明示

【労働基準法第15条】

- 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を必ず明示しなければなりません。

特に重要な次の6項目については、口約束だけではなく、原則として書面を交付しなければなりません。

- 契約期間に関する事
- 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事
- 就業場所、従事する業務に関する事(変更の範囲を含む。)
- 始業・終業時刻、休憩、休日などに関する事
- 賃金の決定方法、支払時期などに関する事
- 退職に関する事(解雇の事由を含む。) 等

労働者が希望した場合は次のような方法(一般的に出力して書面を作成できるものに限り)で明示することも可能です。

- ①FAX ②WEBメールサービス(Eメールなど) ③SNSメッセージ機能(LINEなど)

②賃金の支払

【労働基準法第24条・最低賃金法第4条】

- 賃金は、①毎月1回以上、②一定の期日に、③通貨で、④全額を、⑤直接本人に支払わなければなりません。ただし、本人同意の上で、指定する銀行等の口座に振込みをすることができます。
- 賃金の額は、都道府県ごとに定められた最低賃金の額を下回ってはなりません。

③④⑤労働時間、休憩時間、休日

【労働基準法第32条・第34条・第35条】

- 原則として1週間の労働時間は40時間、1日の労働時間は8時間を超えてはなりません。
- 労働時間が6時間を超えるときは、途中に45分以上の休憩時間を与えなければなりません。
- 原則として休日は毎週1日与えなければなりません。

⑥未成年者の労働契約締結の保護

【労働基準法第58条】

- 労働契約は本人が結ばなければならないが、親や後見人が代わって結ぶことはできません。

⑦年齢証明書等の備付け

【労働基準法第57条】

- 事業場には、年少者の年齢を証明する公的な書面を備え付けなければなりません。

⑧労働時間・休日の制限

【労働基準法第60条】

- 次の場合(※)を除き、いわゆる変形労働時間制により労働させることはできません。
- 年少者は、時間外及び休日労働を行わせることはできません。

※ 満15歳以上で満18歳に満たない者(児童を除く年少者)が、
ア 1週40時間を超えない範囲で、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長する場合
イ 1週48時間、1日8時間を超えない範囲内において、1か月又は1年単位の変形労働時間制を適用する場合

⑨深夜業の制限

【労働基準法第61条】

- 原則として午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯に使用することはできません。

⑩⑪危険有害業務の制限・坑内労働の禁止

【労働基準法第62条・第63条】

- 次のような危険又は有害な業務については、就業が制限又は禁止されています。

- 重量物の取扱いの業務
- 運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
- ボイラー、クレーン、最大積載量が2トン以上のトラック等の運転又は取扱いの業務
- 深さが5メートル以上の地穴又は土砂崩落のおそれのある場所における業務
- 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
- 足場の組立等の業務
- 大型丸のこ盤又は大型帯のこ盤に木材を送給する業務
- 感電の危険性が高い業務
- 有害物又は危険物を取り扱う業務
- 著しくじんあい等を飛散する場所、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じん等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
- 著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
- 酒席に侍る業務
- 特殊の遊興的接客業(バー、キャバレー、クラブ等)における業務
- 坑内における労働 等

⑫使用禁止

【労働基準法第56条】

- 原則として(※)満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童(中学生以下の児童)を使用することはできません。

※ 満13歳以上の児童については、非工業的業種に限り、①健康及び福祉に有害でないこと、②労働が軽易であること、③修学時間外に使用すること、④所轄労働基準監督署長の許可を得ること等により使用することができます。
また、満13歳未満の児童については、映画の製作又は演劇の事業に限り、上記の①～④の条件を満たした上で使用することができます。

○雇入れ時の安全衛生教育

【労働安全衛生法第59条】

- 雇入れの際には、従事する業務に関する安全衛生教育を行わなければなりません。

○労働災害補償

【労働者災害補償保険法】

- 業務上の事由又は通勤による災害については、アルバイト等であっても労災保険による保険給付が行われることになっています。

